

野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第9号

野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年野田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 上記以外の一般廃棄物の項市が収集、運搬及び処分するものの目及び市が特定世帯の建物内から搬出、運搬及び処分するものの目中

「

粗大ごみ	1個、1束又は1セットにつき550円	を
------	--------------------	---

」

「

粗大ごみ	廃スプリング マットレス	1個又は1セットにつき1,650円	に改め、
	上記以外のも の	1個、1束又は1セットにつき550円	

」

同表上記以外の一般廃棄物の項市の処理施設に搬入するものの目中

「

家庭廃棄物	10kgまでごとに135円	を
-------	---------------	---

」

「

廃スプリングマッ トレス	10kgまでごとに405円	に改める。
上記以外の家庭廃 棄物	10kgまでごとに135円	

」

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。